

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則を
ここに公布する。

令和7年12月19日

上越市長 小菅淳一

上越市規則第64号

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和7年上越市条例第42号）
附則第1項第1号に掲げる規定の施行期日は、令和7年12月23日とする。